

平成30年11月29日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

平成30年11月29日(木曜日)

出席議員(16名)

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
下水道課長	花山智明君
下水道課総務係長	赤坂幸紀君
下水道課主査	田村太市君
防災管財課長	寒河江克哉君
防災管財課課長補佐 兼財産管理係長	阿部秀樹君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉君
--------	------

議事日程

平成30年11月29日(木曜日) 午後2時30分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

(1) 公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について

(2) 美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正について

(3) 財産の無償貸付における手続きの不備について

(4) 町有地の貸付収入の徴収漏れについて

第4 協議事項

美里町議会傍聴規則等の改正について

第5 その他

第6 閉 会

午後2時30分 開会

事務局長（吉田 泉君） ただいまより全員協議会のほう、始めさせていただきます。

議長、よろしくお願いいたします。

議長（大橋昭太郎君） 11月会議、大変御苦労さまでした。

これから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項として4件、また議会のほうの協議事項として「美里町議会傍聴規則等の改正について」を予定しております。どうぞ、スムーズに全員協議会が進められるよう、よろしくお願いいたします。

なお、3説明及び意見を求める事項の（4）町有地の貸付収入の徴収漏れについては、個人情報関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大橋昭太郎君） 町有地の貸付収入の徴収漏れについては非公開で行うことといたします。

また、個人別の資料を一旦配付させていただきますが、終わり次第回収させていただきます。特に個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようお願いいたします。

本日の全員協議会は、全員出席であります。ただいまから始めさせていただきます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

町長（相澤清一君） どうも大変ありがとうございます。

ただいまの議会では、御審議いただきまして感謝を申し上げます。

本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、本当に厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、本当に大変心苦しいわけでございますけれども、真摯に丁寧に説明させていただきます。

1点目は公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について、2点目は美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正について、3点目は財産の無償貸付における手続きの不備について、4点目は町有地の貸付収入の徴収漏れについてであります。

初めに、1点目の公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について御説明申し上げます。

本町の下水道事業においては、下水道事業受益者負担金制度を採用しております。制度の趣旨は、下水道の利益を受ける人に建設費用の一部を負担していただくものであります。受益者

負担金は、下水道が使えるようになった土地に宅地・農地等の区別なく一律に賦課徴収しておりますが、農地等については受益者の申告により徴収の猶予を受けることができます。徴収の猶予を受けるためには、3年に1度の所定の手続を必要としますが、平成7年度以降の一部191件、6,586万2,890円の徴収猶予債権において徴収の猶予に必要な所定の手続が欠落していたことから、191件のそれぞれにおいて時効が成立する5年間に既に経過し、これらが全て時効となっていることが発覚いたしました。

また、時効となった債権のうち、時効となっていることを知らずに徴収をしてしまった受益者負担金が16件、196万7,650円あることも判明いたしました。早急に予算措置をお願いし、当事者に謝罪するとともに、返還してまいります。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

このような事態を招いてしまい、大変申しわけございませんでした。

次に、2点目の美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正について御説明申し上げます。

以前より、受益者の一部の方々から受益者負担金の負担軽減等について要望があり、検討を重ねてまいりました。また、今回の受益者負担金徴収猶予債権191件の時効の発覚により、公共下水道事業受益者負担金制度について再度見直し及び検討を行ったところ、本条例の改正が必要となったものであります。

1点目と2点目の詳細につきましては、後ほど下水道課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の財産の無償貸付における手続の不備についてを御説明申し上げます。

町が所有する財産を無償で貸し付ける場合には、条例で定める場合を除き議会の議決を要することとなります。しかし、町が平成27年4月1日から社会福祉法人「こごた福祉会」、及び社会福祉法人「杜の村」に高齢者福祉施設の用地として貸し付けている土地について、議会の議決を得ることなく土地の無償貸付に係る契約を締結していたことが、去る11月6日に判明いたしました。議決を要する契約でありながら、議会の議決を得ずに契約を締結していたことは、行政を執行する者として重大な不手際であり、深く反省するとともにおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

本日は、これまでの経過と今後の対応策等について御説明申し上げるものであります。

次に、4点目の町有地の貸付収入の徴収漏れについてを御説明申し上げます。

3点目で御説明した財産の貸し付けについて、改めて担当課に調査確認をさせたところ、平成28年度及び平成29年度の町有地貸付に伴う使用料等の収入に徴収漏れがあることが判明いた

しました。その内訳につきましては、平成28年度分は7件で71万6,520円、平成29年度分は12件で131万7,120円、合わせて19件で203万3,640円であります。いずれも年度当初に歳入の調定を行い、貸付者に請求を行う事務を怠っていたものでございます。財産の貸し付けに伴う使用料等の徴収事務手続につきましても、不備がありましたことを深く反省するとともに、重ねておわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

本日は、これまでの経過と今後の対応策等について御説明申し上げるものであります。3点目と4点目の詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

議長（大橋昭太郎君） それでは早速、3説明及び意見を求める事項（1）公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効についてに入ります。

それでは総務課長、お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、1番目の公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について、それからその次の公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正について、そちらの説明員を紹介させていただきます。

下水道課課長の花山でございます。

下水道課長（花山智明君） よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） 同じく下水道課総務係長の赤坂でございます。

下水道課総務係長（赤坂幸紀君） よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） 同じく下水道課主査の田村でございます。

下水道課主査（田村太市君） よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） それでは、1番目の受益者負担金徴収猶予債権の時効について、下水道課長のほうから御説明申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

下水道課長（花山智明君） ただいま町長が申し上げたとおり、当課の事務手続の不備によりこのような事態を招いてしまったこと、深く反省しております。関係者の方々、並びに町民の皆様にも多大なる御迷惑、御心配をおかけしたことを、心からおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について説明させていただきます。

下水道受益者負担金制度は、公共下水道を実施している多くの市町村で採用しております。

制度の趣旨としましては、下水道は不特定多数の人が利用できる道路・公園とは違い、利用できる人や地域が限定されているため、建設費の全てを町費で賄うことは利用できない人まで負担をかけるという不公平になるため、利益を受ける人に建設費用の一部を負担していただく制度です。

受益者負担金は、供用開始後下水道が使えるようになった土地ということで、宅地・農地等の区別なく一律に賦課徴収してまいりました。しかし、農地などにつきましては、負担金の徴収猶予を受けられる制度があります。負担金の徴収猶予とは、その土地や受益者の状況により、一定の期間徴収することを猶予・延期することです。公共下水道の受益者負担金に関する条例及び規則に定められております。

負担金の猶予できる事由は3点あり、1点目は土地などの状況によるもの、具体的には農地・山林などの宅地でない場合と係争中の土地などで、期間は3年以内となります。2点目は災害・盗難等の事故が生じたとき、具体的には地震・水害等の災害を受けたときや長期療養を必要とするときなどです。期間に関しては、1年以内となります。3点目は生活扶助を受けている場合で、期間は3年以内です。猶予している案件の割合は、土地関係の事由で猶予しているのが大部分で、全体の約95%になります。

徴収猶予の手続は、猶予を受けたい受益者から徴収猶予申請書を提出いただき、当課で現地等を確認・審査後猶予を決定し、徴収猶予決定通知書により申請者に通知します。猶予期間満了後再猶予を受ける場合は、再度同じ手続を行います。農地等で猶予を受けている場合は、3年ごとにこの手続が必要になります。

今回徴収猶予債権の時効について気づいたきっかけといたしましては、昨年6月に下水道事業団主催の研修会に当課職員が参加し、受益者負担金の講義で時効等の話を聞き、本町での事務手続に疑問を持ち調べたところ、事務手続の不備が確認されました。事務手続の不備の主なものは、猶予期間満了の通知を行わなかったもの、再猶予の申請がない者の猶予を更新していたこと、猶予申請があった受益者に決定通知書を送付しなかったことなどでした。その後、顧問弁護士等に相談しながら慎重に調査を進めた結果、191件6,586万2,890円の徴収猶予債権が既に時効が成立していることと、時効が成立しているにもかかわらず徴収してしまったものが16件196万7,650円あることが確認されました。

今回徴収猶予債権の時効が成立してしまった主な原因としましては、時効の進行中断事由である徴収猶予申請を、猶予期間である3年ごとの更新手続を適正に行わなかったため起こったものです。このような事態が生じた原因としましては、当課職員が債権の時効等の認識が希薄

だったこと、負担金関係業務の大部分を1人の担当が行っており、チェック機能が十分働いていなかったことなどと考えております。

再発防止策としましては、今後研修などに積極的に参加し知識を高めることや、複数の職員で業務をチェックし補完できる体制をつくること、具体的には業務チェックリストや業務マニュアル等のようなものを作成し、定期的にチェックするように考えております。また、条例規則を改正し、猶予期間の一部を猶予事由が消滅するまでの猶予解除の条件に改正します。具体的な例としまして、農地などの場合は宅地として使用するまでの期間などとし、当初猶予の申請をすれば更新手続を行わなくても条件が解除されるまで、いわゆる宅地になるまで猶予が続くようにするものです。あわせて、時効の進行もしないようになるものです。

引き続き、田村主査よりお渡ししている資料に基づき説明申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、私のほうからお手元の資料の2番目以降について、御説明をさせていただきたいと思います。

2番目といたしまして、受益者負担金の事務の流れでございます。

まず、下水道の管渠の工事が終わりました、その後に供用開始の告示をいたします。通年3月31日付をもって告示をさせていただいております。

その後、賦課対象区域の公告をいたします。賦課対象区域の公告は、課税の基準になる日を定めるところでございます。これは、通年4月1日付で公告をさせていただいております。その後、受益者の申告を受益者の方々から頂戴することになります。

この手続は、受益者は土地の所有者もしくは土地の利用者のどちらかが受益者になることができまして、そのどちらが受益者になるか申告を頂戴するものです。手続としては、5月中旬までに申告をいただいております。

その次、受益者の申告をいただいた各受益者の方から、徴収猶予及び減免の申請を頂戴いたします。こちらは希望される方で、6月上旬までに手続を行っていただくことにしております。

その次、6番目・7番目でございます。各種決定通知、そして納入通知の送付については、6月下旬に発送させていただいております。7月から納付のほうが随時開始されるようになっております。

大まかな事務の流れについては、このような流れになっております。

3番目、時効の考え方についてでございます。資料の1番目、ページ番号3番でございます。こちらの図のほうをごらんいただきたいと思います。

6月の上旬に受益者の方から猶予の申請を頂戴することになります。まず、猶予の申請が1回だけの場合の受益者の方の手続でございます。まず、6月の上旬に猶予の申請をいただきます。その後審査をいたしまして、賦課の決定と猶予の決定、各種決定通知の送付をさせていただきます。そこから、猶予が開始されることになります。土地の場合ですと、3年以内ということで、事務の手続上年度末で区切っておりまして、3年後の3月31日まで猶予が継続されるということになります。この期間は、時効は進行いたしません。猶予が満了した次の日、4月1日から時効が進行いたします。時効については、土地計画法に基づいて5年になります。ですので、賦課の決定・猶予の決定から合計8年間の時効の期間がございます。

再び猶予を申請するお客様につきましては、3月31日の猶予の期間の満了の前、手続的には3月上旬ころをめどに猶予の再申請を頂戴いたします。再申請につきましては、時効の債務の承認ということで、時効の中断事由になります。前回の1回目の続きになりますので、3月31日までは猶予の期間が続いておりまして、翌4月1日からは新たな猶予ということで、ここからまた3年間猶予が続きまして、同様に時効は進行いたしません。猶予の期間が満了後、翌4月1日から時効が進行し、5年後時効が成立するというような流れになっております。

猶予を繰り返し申請される方については、同じような考え方で3年ごとの更新になるような格好でございます。

資料2ページに戻っていただきまして、時効が成立した要因についてでございます。時効が成立した要因については、3点ございます。まず、一部の年度において猶予期間が満了する受益者の方へ、猶予の更新の手続の案内を送付いたしませんでした。そのため、受益者の方から再猶予の申請が行われませんでした。このことについては、猶予の申請は時効中断事由になりますので、行われなかった受益者の方の時効はリセットされないというような格好になります。

2番目の再猶予の申請を行わなかった受益者に対して、本来納入通知書を送付して納付の開始をすべきところ、再猶予の申請がないにもかかわらず再猶予の手続を行い、猶予を更新しておりました。

3番目、猶予の申告が行われた受益者に対し、徴収猶予の決定通知の送付を怠っておりました。徴収猶予の決定通知がないということは、行政手続上不備がございますので、先ほど資料1のほうでお示しいたしました最初の3年の時効停止が有効ではなく無効になってしまいまして、合計8年の時効の停止の期間が5年になってしまうということになります。

5番目の時効成立額及び下水道財政への影響についてでございます。4ページ目をごらんいただきたいと思います。資料の2番目です。こちらの表につきましては、左側が各土地に対す

る賦課年度でございます。今まで平成30年度まで、319万9,000平米の方を賦課対象としております。そのうち現時点で徴収猶予面積としておりますのが、34万6,000平米でございます。そのうち猶予が継続中、手続が適切に行われている方につきましては、12万6,000平米でございます。時効が成立してしまいました土地については、22万平米でございます。

金額にいたしますと、徴収猶予の金額総額が1億300万円でございます。対象の方は295人でございます。うち、猶予が継続の方につきましては3,700万円が継続中であり、人数は104人でございます。時効が成立してしまいましたお客様につきましては、6,500万円でございます。人数につきましては、191人でございます。うち、時効が成立したのに気がつかず、納付をいただいたお客様については190万円、人数は16人でございます。

右の表につきましては、各賦課に対する時効が成立してしまいました年度についてお示ししております。下の表でございますが、各猶予申請をいただいております理由についてお示しをさせていただきます。そのほとんどが、田畑等の農地でございます。

2ページ目に戻っていただきまして、下水道財政への影響についてでございます。徴収猶予された受益者負担金につきましては、田畑の場合ですと宅地に転用されるまで猶予が継続されることとなります。平成28年度に策定いたしました下水道事業経営戦略におきまして、徴収猶予の受益者負担金につきましてはいつ猶予が解除されるか不明でございますので、その猶予の受益者負担金については建設財源として見込んでおりません。そのため、直ちに下水道財政へ影響を及ぼすことはございません。

6番目の再発防止策についてです。再発防止策につきましては、大きく3点を考えております。

まず1つ目が、猶予基準の見直しとしております。猶予基準につきましては、受益者負担金に関する条例施行規則第12条で定めております。そこで猶予基準の見直しを行います。具体的には、先ほど課長が申しましたとおり、農地等の猶予について「猶予期間を3年以内」から「解除条件を宅地として使用し、または使用できるまで」ということで、期間から条件に改めたいと思っております。

2番目といたしまして、債務確認通知の送付でございます。上記見直しにあわせまして、猶予期間が1年を超える受益者の方に対して債務の確認通知を毎年度送付することにし、受益者の変更及び猶予の事由の消滅があった場合、変更及び取り消し手続をとっていただくようにしたいと思います。

3番目といたしまして、チェックリストの作成でございます。徴収猶予に係る事務の棚卸し

を行いまして、各種チェックリストを作成したいと思います。あわせて、固定資産税のシステムの登録状況と突き合わせを行いまして、猶予申請時の内容から変化がないかどうか定期的にチェックをかけていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） ただいま公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について説明をいただきました。

皆さんのほうから、意見等何かありませんか。柳田議員。

10番（柳田政喜君） ちょっと長期にわたるもので、私は読んでもなかなかわかりづらい部分があるんですね。

まず単純にお聞きしますけれども、要は今までこの事務をしてこなかったの、過去のデータは一切処理してこなかったという感じなんですね。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） 先ほど申しましたけれども、いわゆる3年ごとの更新手続が必要になります。その更新手続をきちんと3年ごとに行っていれば、当然時効にはならないんですけども、行わなかった年があったりとか、行っている年もあるんですが、それが3年ごとに続いていかないということで時効が成立してしまったということになります。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） だから、全く気づかずにしてこなかったんだったら、まだ行政としての裁量の部分ですけども、仕方がないと思いますけれども、やったところとやらないところがあったのが一番問題だと思うんです。そのことを聞きたかったんですけども。

だから、なぜやったところがあったのか、逆に聞きたいんですけども。

議長（大橋昭太郎君） ちょっと待って。傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたしております。

柳田議員。

10番（柳田政喜君） だから、気づかずに経過してしまったというのはわかるんですけども、「やった」「やらない」というのがなぜ発生するのか。それが理解できないんです。例えば申請が受益者の方からあって、その分はやったけれども、その手続をしているにもかかわらず、気づかずに申請のない部分は全く手をつけなかったという感じなんですか。なぜその手続をした部分があるのか、逆に不思議なんです。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） ただいま柳田議員からお話しあったとおり、ある年はやって、ある年はやっていないということがございます。これは、ずばりきちんとしたコンプライアンスを守っていないというか、法令遵守をされていない年があった。法令遵守がされていないという案件が、それぞれ時効になってしまったというほかなかった、そう思います。決してこの知識がなかったというわけではない。知っていながら、その手続までがしっかりとされなかったということが、その年度、年度において一部、一部あったということです。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） それはわかっているんですよ。「した」「しない」というのが発生したからこうなったのは、わかっているんですよ。違うの、私が聞いているのは何でそうなったのかというのを聞いているんですよ。だから、担当者は「しなきゃない」という、例えばマニュアルの中で見つけてやったからその年はやったとか、もしくは担当者が変わって自分がしなきゃない仕事を見たときにはこれしなきゃないんだなってやったから、そういうふうになったのか。それが、なぜ申し送りにならなかったかという、それを最終的には聞いたんですけれども。「した」「しない」は、私たちには理解できないです。そこを説明してくださいって言っているんです。なぜやった年もあったんですか、逆に。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） 今柳田議員がおっしゃったとおり、担当が変わった年も当然あります。かなりの長い期間になりますので、担当もかなり変わっているんですけれども、この担当が変わってやらなかった年もあると思いますが、同一担当で抜けてしまった年も調べた結果としてはあります。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 一番、ちょっと最悪の答えになってきて。業務として、何ですかね、仕方ないんですか。受益者からきちっとそういう部分を徴収するという意識が、ただ「集めなきゃねば、集めればいいんだ」じゃなくて、きちっと住民のことを考えてみんなで均等に負担して均等に集めなきゃないという、そういう役場の事務の本当の根底にある部分じゃないですか。それ、「した」「しない」があったり、同じ担当者が複数人いても「した」「しない」というのは最悪の事態じゃないですか。それは、もう職員に自覚がないとしか言いようがないです。そういう事例があるのかどうか、聞いたかったんですけれども。そういうこともあったということですね、要は。そういうふうに同じ担当者が「した年」「しない年」があるということは、時間がなくて全然そのときは完全に認識していなかったということによろしいですか。そうな

ると、一番最悪な問題になってきます。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 平成7年にさかのぼりますけれども、今柳田議員からお話しありましたようにやったときもやらなかったときもあったという状況でございますし、同じ担当者でのやったときなのか、やらなかったのかということであれば、やはり1つの事務に対してきちんとした徹底した事務執行に対する意識が欠如していたのかなというふうに思います。この段階では、推測しているところでございます。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 今のお話は、大変残念な答えなんですよ。実際、これは下水道の使用を開始するまでの間の猶予で、その間の部分で6,500万円の損失というのに時効が成立してしまっているということなんでしょうけれども、請求できるとすればという形になっているんですよ、当然。例えば、基本的にその方がちゃんときちっと役場のほうから手続の案内が来て手続していれば、その6,500万円は発生しなかったと考えてよろしいんですね。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） おっしゃるとおりで、きちっと手続をしていけばこのような形にはならなかった。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） それで、また戻っちゃいますけれども、その次に不思議なのがなぜ16人の方からは徴収してきたのか。それも曖昧で、徴収に関して本当に適当にやっていたとしか思えないのです。何で16人から徴収したんですか、その理由を教えてください。

議長（大橋昭太郎君） 16件は農地の分ね。

花山課長。

下水道課長（花山智明君） 徴収しました16件に関しては、全て農地等で猶予している人たちで、それが宅地化になって実際にアパートとか建物が建って、それで廃止済みの申請がうちに上がってきますし、あと開発ということで開発の手続がかかったりして、調べた結果猶予している土地だということで、その時点で宅地になったので猶予の条件がなくなったので、いただいたというのが16件です。

なぜそうなったかということですが、基本的に5年で時効になるという知識がやはり欠落していたというふうに考えております。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 済みません、今時系列ちょっとよくわからなかったんですけども、猶予を受けている土地であると。それで、「宅地化しますよ」とそこで申請したとき、過去にさかのぼって徴収されるんですか。（「違う」の声あり）そうじゃないですよ。その時点で発生する、そこから発生するんです、新年度からですね。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） さかのぼるということではなくて、宅地化になって、実際に時効はもう成立しているんですが、それが職員として知識がなくて気づかなかったため、時効ではないと思って宅地化になった段階で猶予の条件がなくなってしまったということで、負担金をいただいたということです。

10番（柳田政喜君） だって、さかのぼって徴収したわけじゃないでしょう。それは以前から、受益者負担金が発生したんだ。

議長（大橋昭太郎君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） 事例として御紹介いたしますと、例えばですけども7年度に賦課、要は課税されるわけなんですけれども、そこで農地のお客様については猶予の申請をいただきます。7年度の賦課課税のお客様ですと、農地3年ですので10年まで徴収が猶予されます。その後、さらに手続が漏れたとして、さらに5年たって時効が成立する。7年目で農地を宅地にして宅地として利用した場合、そこで猶予の事由がとれますので、そこで徴収が開始されると。（「そこから7年ですね」の声あり）あくまで課税は7年度に課税されていますので、知識が不足しておって時効が成立したという認識がなくて、その7年後に徴収をさせていただいたというようなことでございます。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） だって供用開始して、そこから料金が進むでしょう。時効成立しているのは、その前の前年度分以前の問題でしょう。始まったときは、時効成立しようとうとうとうと関係ない。そこから新たに新年度からの料金が発生する。スタートしたとき、まとめて払うというのは。スタートしてからの。

議長（大橋昭太郎君） だから、時効になっていたものを、猶予部分がなくなったよといって徴収した分さ。いいですか。

福田議員。

13番（福田淑子君） 判明したというふうになりました。なぜ今の時期になって判明したんですか。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） 私先ほど簡単にお話しさせていただいたんですが、うちのほうも当然人事異動というのがありまして、昨年人事異動がありまして、受益者負担制度を担当する職員の人事異動がありまして、新しく来た職員なので下水道事業団で行っている研修会がありまして、そちらのほうに去年の6月だったんですが行っていただいて、講義を聞いてきてもらいました。その中で、受益者負担金の時効について講義がありまして、それを聞いてきた職員が当課の今までの手続にちょっと疑問を感じたようで、再度戻ってから調べたところちょっと手続に不備があるようだということに気づきまして、それから当課のほうで詳しく調査をしたところ、こういった事態が判明したということであります。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） それから、5番の（2）なんですけれども、下水道財政への影響については「影響を及ぼすことはありません」というふうに単純に書かれていますけれども、その考え方ね。もう時効する人からは、そんなに前々から載せていないから財政に関係ないんだという考え方自身が、私はいかがなものかと思うんですね。公営企業になって会計状況、多分少し経営をフォローしていると思うんですけれども、本来もらうものを載せて時効の部分も載せて、そして複式でやっていくんだと思うんですけれども、最初から載せていないから影響ないんだという、それ会計上問題はないんですか。まず考え方ね、「影響ありません」と言っている、言い切っているのです、そうじゃないでしょうと。

議長（大橋昭太郎君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、下水道財政上の徴収猶予の取り扱いについてでございます。まず徴収猶予債権につきましては、各決算のときにお示しさせていただいております貸借対照表に計上はしております。どちらに計上しているかといいますと、後ほど決算書を御確認いただきたいとは思いますが、固定資産の中に含まれております。5年分割で徴収をいたしますので、その年に徴収させていただくものについては、現年予算に計上して、バランスシート上は流動資産というところに計上しております。固定資産については、すぐに現金化できないものを固定資産のほうに置くルールになっております。今回の徴収猶予債権につきましては、固定資産のほうに計上させていただいているところでございます。

まず、建設財源としての利用に当たりましては、計画上いつ徴収されるか不明な債権をあらかじめ計画に盛り込むことは難しいので、計画策定時はこの猶予債権については計上せず、計画を策定しておりました。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） 財政に影響はないんだという考えね、猶予されていても財政に影響ないんだという考えそのものが根本的に私は間違っているという、考え方の問題ね。その件、やっぱりきちっと反省して、確かに財政に、目の前には出てこないかもしれないけれども、その根本が本当にそう思っているのかという部分。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 今、田村のほうから説明ありましたように、すぐ現金化にならない固定資産といいながらも6,500万円の債権が時効になっているわけですから、町としましてはその資産を失っているというふうに考えてございます。ただ、ここで今回お示ししました資料のこの5番の（2）のところにつきましては、説明が言葉足らずではございましたが、現在の下水道の財政運営において直接すぐには影響は出ないということを伝えたかったということでございます。町全体の財政に対しては、全く影響ないというわけではございませんので、御理解いただければというふうに思います。

議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

9番（山岸三男君） まず今回のこの事案が、研修会に行って研修を受けた職員が気づいて、調べたら判明した、わかったということで、それは大変あつぱれだと思いますね。研修に出ないと、もし研修に行かなかつたらば、そのままずっと知らないままで取っていたということになりますよね。まず、それはひとつ研修というのがいかに大切かという、ただ行って居眠りしているんでは何も意味ないので、それ気づいただけでもそれは立派だったと思います。

それからもう一つ、今田村主査からの説明で6,586万円、もう既に時効が成立している。これは、固定資産税の関係だから直接財政には影響及ぼさないというような説明、私はそのくらいに受け取ったんだけど、ただ本来ならもらえるというか、入る金額ですよ。ものすごい金額ですよ。それとも違うんですかね。数字的にこういう金額出たからこそ、ここで私たちに説明しているわけですよ。これを、先ほど福田さんもおっしゃったように、「財政に影響がない」みたいなそういう、今副町長が直接現金の貸し借りとかそういうことに影響はないという意味だとは思うんですけども、我々に説明するとき、こういう説明文書で「直接影響はない」とかって、こういうことは書くべきじゃないと私は思うんです。実際、はっきり言って不祥事ですからね、これ。同時に、町長の任命権にも及ぼすんですよ。国会でもありますよね。総理大臣は大臣が不信任決議をさせられる、やめさせる意志はないとかって言われていますよね。

それで、最後に聞きますけれども、今回はこれだけのはっきり言って不祥事ですから、懲戒処分とかそういうことは考えないのか。それをお答え、お願いします。

議長（大橋昭太郎君） 町長。

町長（相澤清一君） この問題につきましては、本当にたび重なる職員の不祥事、事業の不適切な執行ということで、非常に常々「当たり前、当たりのことをやれ」と言うんですけども、その当たりのことができていなかったということは、事実でございます。非常に我々も反省しなければいけないし、もう一回再度この問題については再検討して、しっかりとこれからこういうミスのないようにしなければいけないと思っています。非常に大きな責任、当然私副町長も含めて責任のとり方、また責任の重大さを感じておりますので、今後は二度とこのようなことはないように徹底して、これから後で説明をいたしますけれども、再発防止策もしっかりと今までのような形じゃなく、もっと濃密な再発防止策をしっかりと構築してまいりたいと、そのように思っております。

議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

9番（山岸三男君） 私の質問にちょっと答えておられない部分はあるんですけども、あえてそれは聞きませんけれども、1つだけ最後に言いたいことは、前にも言ったことがあるんですけども、「ハインリッヒの法則」ってあるんですけどもね。聞いたことありますか、知りませんか。1対29対300というものなんです。重大事件とか事故が起きるのには、その裏に29の中小の事故が起きているんだ。その背景には、300のちっちゃな事故が起きているんだよと、これが「ハインリッヒの法則」です。これは各企業・警察・消防、全部知っています。これ、町でも絶対必要なことですよ。

相澤町政今回で2期目、私たち全員協議会で何回こういうことの説明ありましたかね。余りにも緊張感がない。私少々言葉きついかもしれないけれども、私が言っているのは町民・住民から言わせたらもっときつい言葉になりますからね。そういう意味では、町長今答弁されたようにもっともっと緊張感が足りないんじゃないかと思います。

1件だけじゃないでしょう、きょう。またさらに、徴収漏れの関係、後から説明聞くんですけども、ぜひ「ハインリッヒの法則」、これ町長さんなんか知っていると思うんですよ。しっかり、コンプライアンス、コンプライアンスって口先では言うんですけども、実際さっぱり守らないんじゃないかという現状ですよ。1年に何回こういうことがあります。どうぞ気をつけていただきたい。職員さんも一生懸命頑張っているのはわかりますけれども、気の緩みですよ、間違いなく。私たちもつらいですよ、自分の町の職員が何でこういうミス、何回も何

回も同じようなこと起きるんだらうなって。ぜひ改善すること、緊張感持つっていうこと、お願いしたいと思いますね。

私からは以上です。

議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。手島議員。

6番（手島牧世君） 済みません。私も、まず今回の事案に関して、これだけではなくて全体的な業務にかかわってるところだとは思うんですけれども、例えばアクシデントに関係することとかミス・トラブルに関して、民間とかだと報告書等きちんとそういったものを行っていて、繰り返すような失敗はしないように精査されていると思うんですけれども、最初に認知はしていたということで、知っていながら手続がされなかったというところで、そういうことがされなかったというのがわかった時点で、それというのはミスですよ。そういったものを繰り返しているというところに、やはり一番初めに戻ってしまうんですけれども、そういった意味で体制というのは整っていたのでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 整っていれば、このようなことにはならなかったと考えてございます。それに、今御指摘いただきましたとおり、先ほど来町長からもお話ししておりますとおりたび重なるこのような不適正な事案発生がありましたので、町長のほうから指示を受けましてこの後次の案件で資料として載せてございますが、早速私を主としまして、副町長を主としまして総務課長、そして町長から指名する何人かの職員を集めて、このようなことを再発させないための確実性の高い、有効性の高い策をきちとつくる、そして言葉だけではなくてコンプライアンスに向けたアクションプランというんですか、実際の行動をとるための計画を作成し、年内に12月までに作成し、早速実践していきたいというふうに考えてございます。

議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。平吹議員。

5番（平吹俊雄君） 今、副町長がこれを回収するといった資料ですが、ちょっとだけお聞きしたいんですが、いわゆる時効して徴収した件数が16件、この部分については返すというお話でしたけれども、それから191件あるんですが、この部分の95%が農地関係ということでありますが、そうしますと大体181件。そうするとこの181件はこれからは時効ということで、これは宅地で使用できる。できても、徴収はできないという考えなんですか。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） 今平吹議員がおっしゃったとおり、時効になって債権自体が消滅していますので、宅地化されてもその負担金に関しては徴収できないということになります。

議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

5番（平吹俊雄君） したがって先ほど福田議員も言いましたけれども、いわゆる財政には影響ないということですよ。今駅東地区は、開発事業でばんばん宅地化になっているんですよ。その中で、やはりそういう猶予の土地がいっぱいあったんですよ。いっぱいというか、ああいうふうにあるんです。またこれからそういう開発地域が出てくれば、そこに該当する人は賦課金をもらえないということですよ。やはりこれは、財政に大きく影響してくるんでないのかと、私なりに思っているんです。単純に、簡単に決められる問題ではないのかなと思います。そのくらい、とにかく財政に影響するということだから、これからは絶対こういうことのないようにと私は思うんです。この6,500万円以下なんでしょうけれども、これが全部宅地になった場合パーというふうになる、大げさではございますけれどもね、そういうことになるという指摘をしますので、やはりこれは本当にミスのミスで、これから重要な問題になると思いますので、この辺十二分に正直に、その辺改めてお願いする、やってほしいということです。

議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

14番（千葉一男君） 現実に、こういうことを言うと失礼ですけどもレベルが違うよね。こんなの常識ですよ、現実。それで、やっぱり今複雑な世の中になっていますので、前から言っていますけれども債権管理と財産管理がきちっとやっていかないとならないんじゃないでしょうかということは何回か言ってきたけれども、税金については桐生さんなんか入って随分整理されてきたのかなと。契約上発生してくるこういうこと、債権に関する管理をきちっとやらないと、たまたま今回はこの下水道課で出ましたけれども、組織全体の中にはそういう契約上に発生する債権というのはいっぱいありますし、それから財産の、これ出てきますけれども、賃貸はないかもしれない、無償で貸すというのもあると思うんですね。そういうものの管理を、これを機会にきちっとこういう対策をとらせませすということを出してもらわないと、本当に困ったなというふうに言ったって、これは文句にしかならないんですよ。ぜひそういう構想というか、仕事の進め方を行ってください。

それと、現実にこういうふうに複雑な社会ですから、仕事の均質化というか標準化、具体的には法に対してこういう事業があるというのはわかっているの。次に、その法をわかった後ろに行為があるんですね。この行為を的確に標準化をして、引き継いで継続させるように次の組織にいかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですけども、これも多分標準化をされていないし、仕事の具体的な作業の標準化がどうもされていないなというふうに、それから知識の貧しさもあるように思いました。人によってはこんな簡単なことだと思いますのでね。

それからもう一つ、今これを言ってもしょうがないんだけど、人間も足りなくなっているんですよ。トータルでいったら足りないというふうを感じる部分あります。こういう仕事の目の前のわからないことについては、後ろに取り残すというやっぱり人間の習性ではないんですけども、自己管理がきちっとできないと当然そういうふうになると、見逃しちゃいますよ。これもまた、「そういうのはおかしい」って言ったって人間ですから、私はあると思います。ぜひこの辺は人の数、質だけじゃなくて数も十分考慮した上でやらないと、これからの複雑な社会に対応するのはやっぱり大変じゃないかなというふうに思いながら、今聞いていました。

余りいい話は私もできないんですけども、ぜひこのことは基本的には言うのも恥ずかしいぐらいの内容だと私は思います、現実にはいろいろ。時効になったものは、もう権利はないんだから。その辺のことを3つね、お願いします。

議長（大橋昭太郎君） その辺のところを副町長、千葉さんのは物すごく大事なことだと思いますので。

副町長（須田政好君） 先ほど述べたことの繰り返しになりますが、まずこれはその担当職員、あるいは担当課レベルでの問題ではございませんので、組織全体として取り組むためのそれなりの職員の組織をつくって、具体的な計画をつくってその行動までをしっかりと見届けていくということで、組織の改善を図っていくよう、とにかく急いでいきたいと思ってございます。

議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

14番（千葉一男君） これ、大事な問題です。さっきの説明で何回も言っていましたけれども、財産をなくして影響ないということはないわけですから、運営をさせるために当面は影響ないというのはありますけれども、大きな損失だと思います。権利であり、財産ですから。だから、その感覚も何かやっぱりマヒしているんじゃないかというふうにも思いました。

そういう意味で、標準化をして仕事をきちっと表に出してやるためにどうするか、私も監査委員もやっていて、これも監査としてどうだったのかなと、ここで私一人で考えていました。でも「わからないな」というのも含めて、ぜひお願いします。

議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

1番（吉田眞悦君） 今までいろいろ出たので、ちょっと1つだけお願いしたいと思います。それは、猶予負担金の平等性という考え方について、どのように考えているのかなということでお聞きします。

それで、今回猶予されている295人の方々、1億円ほど猶予されている人がいるんだね。その

うちの6,500万円が時効で、これはもう申請することができないということで、継続中の3,700万円の104人の方、及び今まで負担していただいた方々6億7,000万円負担していただいているんですね。免除後のこの平成30年度の賦課済み負担金額が、これ総額でこの数字ということでしょう、違うの。そうでしょう、平成30年度。だから、きちっと納めている方、そしてたまたま今回の手続の不備も含めて時効になってしまった部分の平等性というか、加入している方々への説明というか、そういうのをどのようにしていくつもりなのか。まじめに払っている方からすれば、手続のミスで同じく猶予されている方々もいるわけだからさ。だから、そういう方々から見れば、おかしいんでないのというふうな捉え方に当然なると思うよね。何ほ「時効だよ」と言っただけさ。確かに、それは徴収は不可なんだけれども。

だから、そういうきちっと納めている方とか、そういうまだ猶予中の方々には今後そういうことないようにきちっと手続を踏んでいくと思うんだけど、その方々に対しての説明を何か考えていますかということなのね。

この表を見れば、平成19年までの方々は全件時効なんだよね。平成19年以前のものについては、猶予されている件数全てが今回時効になっているわけさ。そして、平成20年からの方々については、時効になった方と時効になっていない方というのが分かれるわけですよ。あとは近年だから、まだ時効も何もない、そういうことなんだけれども。そういう同じ下水に加入している人から見れば、なかなか理解を得られるということは難しいんでないかなというふうに私は感じられるのね。だから、「それはもう取られないんです」というだけで終わり、もちろん終わりなんだけれどもさ、どうしようもないことだと思うんだけど、その説明についての考え方はどうなんですか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 今御指摘いただいたように、町民の間に不平等が発生してしまうという、こういう事態になってしまいました。しかし、これで今までいただいた分を全部返還して、これからも全部徴収しないというわけにはいきませんので、不平等ではありますけれども納めていただいた方、あるいは今回時効になった方、それから賦課をお願いしている方に対しまして丁寧に説明をして、おわびをしていきたいというふうに考えております。その説明会を地区集会所等で開催しながら。

議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

1番（吉田眞悦君） なかなか難しいことだとは、確かに思うのね。だけれども、やはりそれは避けて通れないことの一つでないのかなというふうに私は思うので、結局今後のことも当然

出てくるわけだからさ。だからそういうことも加味しながら、なかなか例えば使用料とか税金を納めなくて、相手が悪いんだということでないのね。だから、あくまでこれは事務手続のミスが最大の要因、もちろん再猶予の申請をしなかったといえはそうなんだけれどもね、するよ  
うにこっちから仕向けなきゃなかったのを怠ったわけだからね。

だから、そういうことも踏まえてきちとした対応を考えるべきだと思うんで、よく検討して  
みてください。

以上。

議長（大橋昭太郎君）ほかにありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、公共下水道受益者負担金徴収猶予債権の時効については以上といたします  
す。

次に、（２）美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正についてに入ります。

それでは、総務課長。

総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして下水道課長のほうからそれについて説  
明申し上げます。お願いいたします。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） それでは、美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一  
部改正について御説明申し上げます。

公共下水道受益者負担金は、公共下水道を供用開始した平成６年度の翌年度である平成７年  
度から賦課徴収をしております。負担金は、供用開始後下水道が使えるようになったとき、宅  
地・農地等の区別なく一律賦課してまいりました。この受益者負担金については、近年受益者  
の方々より負担軽減の要望が寄せられておりました。考えられる背景といたしましては、現在  
の公共下水道の主な事業箇所及び工事箇所が駅前地区や元小牛田地区等の市街地から、さきに  
公共下水道の区域に追加しました北浦地区のほうに移ってきており、土地使用状況等に変化が  
見られること、少子高齢化などで老人世帯や空き家・空き地などがふえていること、さきの震  
災により新築・建てかえ・リフォーム等の増加により合併処理浄化槽家屋がふえたことなどが  
考えられております。

これらのことを踏まえ、平成28年度以前は供用開始区域に一律に賦課しておりました受益者  
負担金を、平成29年度から下水道を接続後に賦課する方向に変更してきました。しかし、今年  
度初めに当課職員が研修に参加し、負担金関係の講義で昨年宇都宮市で起きました受益者負  
担金に関する訴訟において、最高裁判決が時効の進行について賦課の告示日からではなく実際に

下水道が使用できるようになった日、供用開始の日から進行が始まるとの見解となったこと、現在行っている接続後の賦課徴収では供用開始から5年を経過すると時効が成立してしまうため、これらを踏まえた条例の改正が必要となりました。

また、あわせて受益者負担金徴収猶予債権の時効等の再発防止も考慮し、公共下水道受益者負担金事務の見直しを改めて行い、これらに必要な改正を行いたいと思っております。

詳細につきましては、お渡ししている表に基づき田村主査より説明申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、私のほうから主な改正内容について御説明をさせていただきます。

主な改正内容は、4点ございます。2ページ目以降に新旧対照表を添付しておりますので、そちらをあわせてごらんいただければと思います。

3ページ目に第6条がございます。第6条で規定しております賦課対象区域の公告につきまして、賦課公告をすべき年度が不明確でございましたので、「年度の当初から」という表現を「供用開始の公示をした日が属する年度の翌年度の当初」というように改めたいと思っております。

2点目といたしまして、条例第8条第2項でございます。先ほど課長が申しましたとおり、宇都宮の判決におきまして賦課ができる起源が示されましたので、それにあわせて「賦課対象区域の公告の日の翌日から起算して3年」という表現を、「供用開始の公示をした日の翌年から起算して5年」に改めるものでございます。

3点目といたしまして、条例第10条でございます。4ページ目をお願いいたします。負担金の徴収猶予の要件の見直しでございます。10条の第1項第1号の中で、第1号は土地の関係で猶予の要件を書いておりますが、その中で土地の状況に応じた猶予について土地の状況のみを要件とするために、「負担金を納付することが困難であること」の部分を削るものでございます。この改正にあわせまして、条例の施行規則で定めております猶予基準に、新たに下記基準を追加したいと思います。

1ページ目のほうに戻っていただければと思います。3番目の項目の下から3行目でございます。新しく追加する基準につきましては、2点ございます。宅地で排水設備が設置されていない土地、これにつきましては排水設備を設置するまで猶予できるようにしたいと思っております。2点目として、排水設備を備えた住宅があり面積が広い土地、ここににつきましては700平米を超えた部分を新しく住宅が建設されるまで猶予できるようにしたいと考えております。

4点目につきましては、延滞金の割合の特例でございます。資料の6ページ目をお願いいたします。こちら、附則のほうに延滞金の割合の特例を追加いたします。こちらの附則の追加につきましては、既に税外収入の土地及び延滞金の徴収に関する条例などで定めておりますが、同様の条項を今回附則に追加するものでございます。

以上です。

議長（大橋昭太郎君） ただいま美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正内容について説明をいただきました。

皆さんのほうから意見等、何かありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、美里町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正内容については以上といたします。

3時55分まで休憩いたします。

午後3時46分 休憩

---

午後3時55分 再開

議長（大橋昭太郎君） それでは再開いたします。

次に、（3）財産の無償貸付における手続の不備についてに入ります。

それでは、総務課長お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして財産の無償貸付における手続の不備についてということで、こちらにつきましては防災管財課のほうから説明をさせていただきます。説明員を紹介させていただきます。防災管財課長の寒河江でございます。

防災管財課長（寒河江克哉君） よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 同じく防災管財課課長補佐兼財産管理係長の阿部でございます。

防災管財課課長補佐兼財産管理係長（阿部秀樹君） 阿部です。よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） それでは、早速防災管財課長より内容について御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただくことを御了解いただきます。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） それでは、財産の無償貸付における手続の不備につきまして、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

1. 概要でございます。町有地の無償貸付につきましては、条例で定める場合を除き議会の

議決を要するものでございますが、平成27年4月1日からの貸し付けにおいて、この議会への議案の提出手続が行われていない案件が2件あることが判明いたしました。そのため、この無償貸付を議会で追認していただきたく、美里町議会12月会議に議案を提出する前に本日の全員協議会で説明させていただくものでございます。

先ほどお話ししました無償貸付の相手先並びに財産の所在及び面積は、次のとおりでございます。

(1) 美里町駅東二丁目17番地3に所在いたします社会福祉法人「こごた福祉会」様、土地の所在については同じく駅東二丁目17番3、17番4の一部の合計で1万平方メートルでございます。

(2) 2件目のもう一つのほうでございます。仙台市宮城野区岩切字東河原352番地の3に所在いたします社会福祉法人「杜の村」様でございます。「杜の村」様のほうに美里町が無償で貸し付けする土地については、美里町駅東二丁目17番4の一部でございまして、6,000平方メートルでございます。

おのおの現況につきましては、町長が報告で申し上げたとおり高齢者の福祉施設の用地として利用されている土地でございます。「こごた福祉会」につきましては「ひばり園」を運営しております。また、「杜の村」様におきましては特別養護老人ホーム「みさとの杜」でございます。

2番目の経過でございます。今回の手続の不備がわかるまでの経過でございますが、平成17年、これは美里町が合併する前でございます。平成17年8月15日に、旧小牛田町議会にてこのお話ししました駅東の土地を無償で貸し付けする議案を、議会のほうで議決いただいております。それが8月15日でございます。この議会の議決を受けまして、8月18日に社会福祉法人「こごた福祉会」様と社会福祉法人「杜の村」様の、この今お話ししました土地の無償貸付契約を締結しております。土地の契約の貸付期間につきましては、平成17年8月18日から平成27年3月31日までとしております。

この平成27年3月31日までの契約期間でございますので、社会福祉法人様のほうから平成26年の夏ごろからこの土地についての契約、引き続き土地を貸していただきたい旨の連絡がありましたので、町のほうの担当者とともに協議を行っていたところ、平成27年の1月15日に「こごた福祉会」様、「杜の村」様のほうから土地の使用申請書が町に提出された次第でございます。その申請に基づきまして、平成27年の3月4日に「こごた福祉会」様、「杜の村」様と土地の無償貸付契約を締結した次第でございます。契約書の中には、「貸付期間は平成27年4月

1日から平成37年3月31日まで」としております。

こういった契約はしてはりましたが、このことにつきまして議会の議決を経ていないということが発覚いたしましたのは、平成30年ことしの11月2日でございます。美里町議会11月会議で財産の処分についてという議案をお認めいただきました。その議案をお認めいただいた際に、今後の事務手続を協議した際に、この無償の貸し付けについてこういった手続が必要なのかということをおのほうで検討した結果、これまでの手続に問題がなかったかどうか、改めて調査をしなければならないということで行ったところ、翌11月6日にただいまお話ししました2件の財産の貸し付けについて議会の議決を経ていないことが判明した次第でございます。

3番の原因でございます。上記の2件の無償貸付につきましては、契約期限切れとなる前の平成26年8月から土地の貸し付けを契約して行うことで、2つの社会福祉法人様の担当者と町の担当職員の間で協議はしてはりました。この協議の中では、町において平成17年8月に旧小牛田町議会での無償貸付に関する議決を得ていることから、無償貸付を継続することには議会の議決を要しないと誤った解釈をしたため、町の担当職員は両社会福祉法人様から財産使用申請書を受け付けし、町長への起案、「このようにしてもよろしいですか」という起案でございます。起案、それに対する決裁を得た事務のみを行い、議会への議案の提出手続を行いませんでした。また、貸付財産を管理する台帳も整備されていないため、契約事務の不備にその後誰も気づくこともなく、これまで町有地の無償貸付が継続されてきました。

こういった不適正な事務処理を招いた原因として、行政事務を執行する上での基礎的知識の欠落、法令遵守に対する意識の低下、組織内におけるチェック機能の不全化等があったと考えております。

今後の対応でございます。法令上、議会の議決を要する行為につきましては、議決を経ずに行った場合は無効であると解釈されますが、議会の追認を得た場合はその瑕疵が治癒されるとの判例もありますことから、美里町議会12月会議において追認の議決をお願いしたいと考えております。

また、早急に貸付財産を管理する台帳を担当課で作成し、組織内で情報を共有する体制を構築いたしまして、適正な貸付財産の管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後、5番の再発防止策でございます。不適正な事務処理がたび重なることから、担当課や担当職員だけの問題ではなく、組織全体の喫緊の重要課題として取り上げ、確実性の高い再発防止策を組織としてつくり上げていかなければならないと考えております。

早急に副町長を中心とする再発防止のための検討組織を立ち上げさせていただきます、年

内を目途に有効性・実効性の高い確実な再発防止策を作成し、それを確実に実行していくことによって不適正な事務処理を防止するとともに、組織内のコンプライアンス向上に努めてまいりたいと考えております。

このたびは、事務の不便がございまして、まことに申しわけございませんでした。

議長（大橋昭太郎君） ただいま財産の無償貸付における手続の不備について説明をいただきました。

5番については、課長が言うことかどうかはまた別にいたしまして、皆さんのほうから何か意見等ございましたら。ありませんか。千葉議員。

14番（千葉一男君） 今課長のほうで台帳をつくるというふうに言われたんだよね。それでちょっとお伺いしたいんだけど、これはつくっていただきたいと思います。貸し付けの台帳が今ないとすると、例えば個別の契約を全部結んでいるかどうかというのが1つと、結んでいないと全体が、更新とかそういう作業がどこでどういうふうなのかなという心配をちょっとしたんですけれども。要するに、個別の契約を結んでいないのがあるんじゃないだろうかという質問について。それから、個別の契約を結んでいるけれども、更新という作業の管理がどういうふうに位置づけられているのか。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） ただいま、千葉議員の御指摘でございます。確かに貸付台帳が存在しないということが、一番の問題であったと考えております。単なるパソコン上のエクセル表で管理していたのが現状でございます。ですので、先ほど申し上げたとおりこの台帳の作成は、早急に行っていきたいと思っております。

また、個別の契約について契約漏れがないかどうかというふうな御指摘でございました。これにつきましても、全てをチェックしてきておるわけではございません。早急にチェックを行いまして、契約漏れがあるものにつきましては相手様のほうに町での手続の不備をおわびしながら、できるだけ早めに契約書を取り交わしできるようにこれから事務を進めさせていただきたいと考えております。

議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

14番（千葉一男君） 今の中身でね、要するに財産価値を基準にした契約書になるのかどうかちょっとわからないんですけれども、だけれども行政の財産だから私有財産と違うので、その辺の管理の基準が町民と行政だからこれぐらいの瑕疵のあるやり方もあるんじゃないやに、私は想像するんですけれども。そういう管理レベルの基準みたいなものね、どういうふうになっ

ているのか。言っていること、わかりますか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 地方自治法の96条の第5号だったと思うんですが、正当な価格以外で貸し付ける場合は議決をお願いしたいと思います。正当な価格以外の価格で貸し付けをする場合は、条例で定めるもの以外議決いただくということでございます。本町で条例で定めている議決を要しないものにつきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございます、3つほど定めてございます。「国、独立行政法人もしくは国立大学法人等、会社等、他の地方公共団体、その他公共的団体、または公共団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供する」というものです。それからもう1点につきましては、「地震災害等の災害のとき」。3点目は、「町長が公益上その他特別の事由があると認めたととき」ということで、ここまで通して言えることは全て公益・公共用になるという場合に関しては、議決から外すことができるということです。これ以外につきましては、正当な価格以外で貸し付けする場合には議会の議決をいただかなければいけないというふうに判断しております。

14番（千葉一男君） わかりました。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田議員。

1番（吉田眞悦君） まず、ひとつ局長、議会の手続上の問題だけれどもさ、これ今まで期限切れになって執行、今までしていた相手方とはまず再契約はしているわけですね。ただ、議決事項として3年6カ月過ぎているわけでしょう、平成27年ですからね。だから、それらについて結局、ちょっと私も定かでないから確認してほしいんだけど、いつの時期でも追認すればそれで何もなしということでの決着の図り方でいいのかどうかというのが、まずちょっとね。何も、「それで間違いないです。今後のことについても、何ら追認すればそれでいいんだ」ということであれば、それでオーケーだけれども、現実に貸しているものだからさ、だからそれはまさかどうのこうのということにはなかなか、相ならんということにはならないとは思いますが、それがまず1つ。ちょっと申しわけないけれども、これちょっと大事なことから。あとまた手続が、万が一だけれどもね、何かあってからまた困ったこと等も出るんで。

あと、美里町として無償貸与している土地とか、あと正当な価格以外の著しくということでは、ここ以外にあるの。その2カ所、今は2カ所はっきりしているんだけど。

議長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時30分 再開

議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

先ほどから局長に調べてもらっている部分、最初に報告お願いいたします。

事務局長（吉田 泉君） 一つの例として、事後に議会の議決を経た場合の法的効力というのがちょっとあったんですが、中身的にいろいろな財産の処分の行為とか、中身がいろいろあるものですから、今回の無償貸付そのもの、それで何年経過したものはどうなのかって、そういう細かい部分はちょっとまだ今調べ切れておりません。

こちら、違法・無効な財産処分を行使した場合のケースであれば、こちらについては事後の議会の議決により瑕疵は治癒されるとの判断を示したものがありますという一つの例はこちらに上がっておりますが、議長会のほうにもちょっと照会をしておりますして返答もらうことにはなっているんですが、やっぱり時間かかっております。もうちょっと、この辺については精査が必要なのかなというところです。（「続けてください」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） もう1点についてお願いします。寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） ただいま御質問ありましたこの事例のほかにもっと事案がないのかという御質問でございましたが、旧南郷町時代の契約でございますが、まず1つ目として南郷福社会「いなほの里」様との契約が平成44年の3月31日までとなっております。平成44年の3月31日までとなっておりますので、その期限が来る前には同じように、今度は間違いなく議会の議案として提案させていただきたいと考えております。

あと、もう1つございます。矢本愛育会の「のぎく」様でございます。これにつきましても、平成17年4月から平成47年の3月までの30年間の契約を締結させていただいておりますので、この47年の3月31日の契約が切れる前に同じように議会の議決をお願いしたいと考えております。

あともう1つ、これは美里町になってからでございますが、平成22年の7月2日に議決をいただいております、青生のみんなの輪「わ・は・わ」でございます。こちらの土地についても、平成22年7月5日から平成33年3月31日までの契約とさせていただいておりますので、これも平成32年度の末前に議会への議案の提出をお願いしたいと考えているところでございます。

1番（吉田眞悦君） 要するに、美里町として無償で貸し付けしているという部分については、この5カ所ということだね。それ以外はありませんと。

防災管財課長（寒河江克哉君） そのとおりです。

12番（櫻井功紀君） あそこの旧小牛田保育所の。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまの櫻井議員の質問でございますが、旧小牛田保育所につきましては公共的団体としてその地域にお貸ししておりますので、それは条例に入っているものでございますので、議会の議決は必要ないということです。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 同じように、じゃあ南郷にある「花野果」、あれも同じなの。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 「花野果」の土地については、指定管理者として運営をお願いしております。

議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。

12番（櫻井功紀君） 遠田地区労は、小牛田商工会隣。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまの御質問でございます。ただいまその地区労につきましては、有償の貸し出しの協議を進めているところでございます。

12番（櫻井功紀君） 了解しました。ありがとう。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

ないようですので、財産の無償貸付における手続の不備については以上といたします。

次に、（４）町有地の貸付収入の徴収漏れについてであります。

傍聴人はおりませんけれども、非公開とさせていただきます。これから資料を配付いたします。お願いいたします。

総務課長。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、財産の町有地の貸付収入の徴収漏れということで、大変申しわけない案件でございます。おわび申し上げます。

それでは、防災管財課長から詳しく説明いたします。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） それでは、重ね重ね事務手続に不手際がございまして、本当に申しわけございません。

引き続きまして、町有地の貸付収入の徴収漏れにつきまして御説明させていただきます。着座にてお許しいただきたいと思っております。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。

まず、今回の徴収漏れの概要でございます。紙面にありますとおり、町有地の有償貸付につきましては、申請されました内容を精査した上で行政執行の妨げとならない限りにおいては、土地の価格などに応じた使用料等を納入していただき、貸し付けを行っておる現状でございます。

先ほどもお話ししました平成30年11月6日以降に財産の貸し付けについての事務を精査してみたところ、平成28年度、平成29年度の有償貸付において、使用料等の徴収漏れがあることが判明いたしました。徴収漏れがございました使用料等の各年度ごとの件数と金額は、資料にあるとおりでございます。なお、追加で局長からお配りさせていただきました資料につきましては、その明細でございます。恐れ入りますが、こちらのほうの後ほどお渡ししました資料につきましては、全員協議会終了後回収させていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

まず、平成28年度分の件数につきましては7件で、金額合計71万6,520円です。平成29年度分は12件で、131万7,120円でございます。2カ年度合計でございますと19件、これは資料にあるとおり延べ13者で、合計金額203万3,650円でございます。中身につきましては、お配りしましたA4版横の資料にありますとおり、未調定・未請求であったために徴収漏れとなったものでございます。

経過につきましては、先ほどもお話ししたとおり11月5日にありました「財産の取得について」議決をいただいた後、町の財産貸付を改めて確認していたところ、無償貸付の部分が判明いたしました。そのことを報告した中で、町長より財産の有償貸付についても改めて調査するような話がございましたので、その後調査行ったところこの19件、200万円強の金額の徴収漏れが判明したところでございます。

原因といたしましては、町有地の貸付収入におきましては、前年度から継続している場合におきましては、年度当初4月1日以降について歳入の調定、お金がこれだけ入ってきますということの調定事務を行いまして、その後に貸付者につきまして使用料等を請求することになりますけれども、事務の担当者がこの事務を行うことを失念していたために、調定されていないということで請求する事務が滞ってしまいました。その結果、このような徴収漏れとなった次第でございます。このような原因につきましては、先ほどもおわび申し上げました職員の基礎的な知識の欠落や、法令遵守をする意識の低下など、または組織内のチェック機能が働いていなかったということが原因だったと考えられます。

今後の対応につきましては、あす以降になります副町長と担当課長などが相手方の事務所

を直接訪問した上で、経過を説明させていただくとともに、町が請求しなかったということについて謝罪を申し上げまして、平成28年度・平成29年度分の使用料等をお支払いいただくようお願いをしまいたいと考えているところでございます。

再発防止策につきましては、先ほど申し上げたことと同じでございますので、説明は省略させていただきますと考えております。

あと、先ほどお渡ししました町有地貸付収入の徴収漏れについてでございますが、このような状況でございます。貸付者1番から始まりまして、13番のように、本来町が徴収すべき金額の一覧でございます。先ほどもお話ししたとおり、あす以降副町長とともに各事務所を訪問し、こちらの使用料等を納めていただくようお願いをしまいたいと考えております。

重ね重ね、事務に不手際がございまして、まことに申しわけございませんでした。

議長(大橋昭太郎君) ただいま町有地の貸付収入の徴収漏れについて説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。柳田議員。

10番(柳田政喜君) まず、こちらの1番から13番までのほとんどが会社さん、一部ほかのところもありますけれども、こちらのほう全てまだこの場所を使用しているというふうに理解してよろしいんですか。

議長(大橋昭太郎君) 寒河江課長。

防災管財課長(寒河江克哉君) ただいま御指摘あったとおりでございます。現在も使用しております。

議長(大橋昭太郎君) 柳田議員。

10番(柳田政喜君) 6番、11番、12番、18番はかなり古いタイプの機器を置いている部分だと思うんですけれども、これからも使用するかどうか、ちょっと不明だと思うんですが。これからも継続して利用してもらえるものというふうに、確認してよろしいんですか。

議長(大橋昭太郎君) 寒河江課長。

防災管財課長(寒河江克哉君) それにつきましては、先ほど申したとおり事業所を訪問しながら再確認もありますけれども、今現在は今後も使用していくといったことの認識で町は考えています。

議長(大橋昭太郎君) 柳田議員。

10番(柳田政喜君) それで今のところ、結構金額的に2年間にわたって高額になる部分のところは相手方、何カ所かありますけれども、そういうところに関しては一括での納入をお願いする形ですか。それも交渉次第ですか。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） ただいま御指摘あったとおり、こちらは町のほうで謝罪すべきことですので、相手方様のほうの意向を踏まえた上で、できる限り今年度中に納めていただきたいというのが町の意向ではございますが、それは相手があることですので、その都度その状況を考えたいと考えます。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） これは、あくまで役場のほうの職員のミス、事務的なミスですから、きょうの案件は全部そうなんです。そういう一般の住民からすると要は事務関係、正直言って自分たちも管理しなきゃいけないと思いつつも、役場のほうに言われたらそのとおりなんだとみんな、ほとんどの方は思っていると思うしね。だから、もっとプロ意識を持ってきちっと今後は対応していただきたいと思います。

議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。福田議員。

13番（福田淑子君） その中に、仙台プロパンの供給設備っていうのがないんですけれども、大口団地とかそういう各地にあると思うんですけれども、ここはいただいているんですか。町有地なのかな。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 仙台プロパン様のほうからは、いただいております。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） それから、謝罪して納めていただけるようお願いしていくわけですが、中には納めないという場合もあるかもしれないんですけれども、その場合にはどのように考えますか。契約解除でいいんですか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 御理解いただくまでおわびをして、お願いしていきたいと思つます。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） じゃあ、あくまでも納めていただくということですずとしていけば、この200万円は入ってくると。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

9番（山岸三男君） この資料の中に2件ばかり、平成29年3月・平成28年3月契約切れって2カ所ありますけれども、この契約切れの段階での引き継ぎってというのは、契約が切れた当然契約書の書類があると思うんだけどね。それも、やっぱりあくまでもチェック漏れという

ことですか。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 先ほど報告させていただきましたが、財産の貸付台帳の不備といったものがこういった事例の発端となっているということでございますので、こちらは早急に整備させていただきたいと考えているところであります。大変申しわけございませんでした。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

14番（千葉一男君） 契約期間等と書いてあるところなんですけれども、未調定っていうのは全部未調定だと思うんですけども、期間入っていないところがあるんですけれども、これは契約はしていないということですか。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） それにつきましても、こちらの資料をつくる際には契約書の確認できておりませんので、もう一度再確認をさせていただいた上、各事業所におわびで訪問させていただきたいと思います。

議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

14番（千葉一男君） そうすると、契約書がない可能性があった場合というか、契約がないのであればお金もらえないよね。その辺は、どういうふうに今は考えていますか。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 行政財産使用につきましては、1年度ごとの更新となりますので、1年ごとの更新ができていなかったということで改めて申請をいただいた上で、許可を出した上で使用料をいただきたいと考えております。

また、複数年契約している案件につきましてはほとんどが例えば携帯の基地局、アンテナなんです。1件1件確認私もしましたが、アンテナが急になくなるわけはございませんので、まだその場所が町有地に存在しております。そういったことは認識しておりますので、その認識のもとで改めて契約が必要なものについては契約した上で、使用料を納めていただきたいと考えてございます。

議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

14番（千葉一男君） もう1回だけ。要するに、期間が切れているのは手続にはならないと思います。最初から契約書がないなんていうことは、考えられるんですか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 8番までは普通財産で、9番以降行政財産になっています。行政財産を貸し付ける場合は、申請行為があってその許可を出して使用料をいただくという行為がありまして、別の言い方ですけれども申請そのものがまだ来ていないといいますが、申請の提出が先です。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 申請そのものは、やはり土地を借りたいという方がなさるものがございますけれども、やはり役所側から「申請がそろそろ切れますよ。改めて出してください」というような御案内が抜けていたことは、やはり役場のほうの責任だと考えておりますので、それも先ほど言ったとおりおわびしながら御理解いただいた上で、使用料を納めていただく。

14番（千葉一男君） わかりました。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。台帳が整備されていないということが先ほどから出ているんだけれども、平成28年以前はないんですか。わからないんでない。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 全く台帳管理がされていないわけではなくて、担当した職員がファイルして、フォルダの中にあって、それで担当職員だけが管理していたんですが、その次の引き継ぎといいますがなかなかいかなくて、また同じ課の職員がそのエクセルの個人管理している台帳がどのファイルにどのように入っているかも、その場所もわかりませんので情報共有ができずに、だからできていないという話です。そして、課長のほうも気がつかなかったということです。それを、今後きちんと1つの台帳として、組織として共有できるものをしっかりとつくらなければいけないというふうに考えています。

議長（大橋昭太郎君） 平成28年以前の方はどうなんですか、ないんですか。

副町長（須田政好君） 今お話ししましたように、担当者がそのエクセルのファイルとして、自分のフォルダのところに保管したものとして管理していた。それを、担当者が変わるごとに引き継ぎをしてきたんですが、その引き継ぎがうまくいかなかったということです。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまの件ですが、平成27年度までにつきましては、先ほど説明したとおり年度当初4月に、一度調定ということで1年間に入ってくるお金がこれぐらいですよということを担当者がしておりました。ですので、徴収漏れはなかったということでございます。平成28年度以降については、その調定を立てるのが4月ではなく、例えば12月に

なったり年度末になってしまったので、徴収漏れが発生したと考えられるところでございますので、平成27年以前は徴収漏れはございません。

議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、町有地の貸付収入の徴収漏れについては以上といたします。

以上で、執行部からの説明及び意見を求める事項についてを終わります。資料を回収いたします。

それでは、4の協議事項として、美里町議会傍聴規則等の改正についてに入ります。

改正の内容につきまして、事務局長のほうから説明をしていただきます。

事務局長（吉田 泉君） では、美里町議会傍聴規則等の改正について説明をさせていただきます。

今、お手元のほうに資料のほうを配付させていただきました。それで、今回10月24日に標準町村議会傍聴規則と町村議会運営に関する基準ということで、標準のほうの一部改正がございました。その関係で、本町におきましても美里町議会傍聴規則等、お手元の資料にありますが最初に美里町議会傍聴規則、その次に美里町議会全員協議会傍聴規程、その次に美里町議会運営基準、ここまで一応関連しますので、最初にこちらを説明させていただきます。

それで、11月26日に議会運営委員会におきまして、改正の内容につきましては御協議をいただいているところでございます。まず、今回傍聴規則、あと傍聴規程も同様なんですけれども、個人情報保護の観点からお手元の、最初めくっていただきますと傍聴規則の新旧対照表がございました。こちらを見ていただきますと、どこが変わったといえますと、「傍聴人受付簿」だったのが「傍聴人受付票」に変わりました。それと同時に様式のほうも示されましたので、「（別記様式）」という形になってございます。

それで表ですね、これは傍聴規則でございますが、今の改正文としましては第4条中「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票（別記様式）」に改めると。その別記様式が、こちらに記載になっているものが示された受付票になってございます。このような形で示されております。

同様に、本町の場合は全員協議会の傍聴規程もございます。こちらも同様に、改正の中身としては全く「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票（別記様式）」というふうに変更します。改正文のほうを見ていただきますと、同様に傍聴人受付票の内容につきましては全く同じ様式になってございます。

あと、3つ目のこちらが運営基準ということで、まず1点目今の傍聴の部分の改正があったことによって、本町であれば186ですね、ちょうど一番最後になります。こちらに186として「傍

聴人受付票は記入後受付箱に投函させるなど、個人情報保護の対策を講じる」というものが付け加えられているところがございます。

あとこちら、新旧対照表の最初のところがございます。こちら運営基準22の になります、こちら地方自治法の改正によりまして住民監査請求があったときに議会への通知が義務づけられたこと、そのことからこちらの改正になってございます。「、検査結果」が「及び検査に関する通知及び」となって、242というのはこれは地方自治法242条のことでございます。字句を改めて、字句をつけ加えているものでございます。

具体的には、こちらの傍聴規則につきましては12月会議に上程をさせていただきまして、そちらの議決を経て改正という流れになるかと思えます。その次の傍聴規程とその次の運営基準につきましては、本日全員協議会で御承認をいただければ、本日改正、公布という流れにさせていただければと思っております。

それで、施行期日になりますが、傍聴規則がどうしても12月会議の議決を経る関係もございませぬので、一応その辺そろえまして、今回のこの改正にかかわる部分については平成31年1月1日から施行するというところで、こちらで施行月日をちょっとそろえさせていただいているところがございます。具体的には、ちょうど1階の庁舎の町民ホールといいますか、行政情報コーナーのあるところに、町民・住民からの意見箱ってございますよね。プラスチックでできている、余り大きくない、このぐらいの大きさで鍵つきのやつがございませぬ。あれをちょっと準備させてもらいまして、それにこの様式の受付票を準備させていただいて、住所と名前を書いてもらってそこに入れてもらうという流れになるのかなということでございます。

説明としては、以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 局長からただいま説明をいただきましたが、何か質問等ありますか。

山岸議員。

9番（山岸三男君） 今までとやり方が全く変わってくるわけですね。今までは、議場に入る前のテーブルに置いてあって、みんなそれぞれ個人で住所・名前を書いたんですけども、今回は一人一人これを書いて、議場の前じゃなくて下の。

事務局長（吉田 泉君） 違います、違います。今のは、1階のその町民ホールのところにちょうど意見箱入れる箱がありまして、それと同様のものを準備しますという意味です。ですから、そういうものを準備しますと。

9番（山岸三男君） そして、これを一人一人書いて。

事務局長（吉田 泉君） 今までも一人一人書いて、一覧の名簿に書いていたと思うんです。

そうすると、最初に誰が来たかというのがわかる関係で、ちょっと個人情報保護観点から今回標準の改正があったということで、同じように住所と名前を書きまして、その書いたのを箱に入れる、ボックスに入れるという違いですね。

9番(山岸三男君) それで、団体で来る場合ありますよね。そのときに、前回言われたのは、一人一人書くの面倒くさいんだけれどもとか、書き切れないだとかいろいろあったと思います。これも、何人来ても今度は書けるんですけれども、この用紙を事前にもらって行って、書いて持ってくるということ是可以するんですか。

事務局長(吉田 泉君) それは、基本的にはできませんね。

9番(山岸三男君) あくまでも傍聴の当日にこれを書いて。

事務局長(吉田 泉君) 基本的には来ていただいた順番になるかと思います。

9番(山岸三男君) そういう形ですね。わかりました。

議長(大橋昭太郎君) ほかにございませんか。柳田議員。

10番(柳田政喜君) 今までは何人来ている、何人書いたとすぐ確認とれたんですけれども、今回の場合箱に入れてしまうと、記載漏れの方が中に出てくる可能性があるんですね。その辺に關しての注意の仕方、どういうふうに注意していくのか。

事務局長(吉田 泉君) 今回切りかわりますので、本当はそこに職員がついて指導をするというのが、やっぱり大切かなとは思っております。あとはもちろんホームページ等、従来とちょっとその辺、今までは受付に住所と名前を書いてというフレーズでしたので、その辺こう変わりますという部分を周知していかなきゃいけないのかなと。

10番(柳田政喜君) 職員のほうも大変なので、きちっと明記して間違いなく書いてもらえるようにしていくことですね。

事務局長(吉田 泉君) 今回はですね、傍聴規則っていうのはこれは本会議の傍聴のことを指します。あとこの後ろの、あくまでもこれは全員協議会の傍聴規程でございます。委員会については、制限公開ということで委員長の許可を得て傍聴するということですので、多くの議会では特別、委員会の傍聴規則というのは定めているものではございません。こちら準用していくという形になります。ですから、これからは委員会も同様に、傍聴受付票に住所と名前を書いてもらって、いつもどおりのところに準備してもらって、書いてもらったらそこに入れてもらうという流れになると思います。よろしく願います。

議長(大橋昭太郎君) よろしいですか。

事務局長(吉田 泉君) では、最後だけ。施行期日の確認ですが、傍聴規則については今度

の12月会議に上程させていただきまして、あくまでも施行月日は平成31年1月1日ということですね。あと、今の残りの部分ですね、全協の傍聴規程と運営基準につきましては本日改正。ただ、施行月日については1月1日ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の、もう一つお手元に資料がございます。こちらが、美里町議会災害対策本部設置要綱ということでございます。こちらは、議運のほうでもちょっと保留にしていたものでございまして、前にこちらの第9条なんですけれども、新旧対照表のほうですね。一番最後のページを見ていただきますと、こちらに公費で貸与されているものと、そうでないものがちょっと混在していたために、この部分について議運で少し整理をさせていただくという形になっておりました。それで、あとあわせまして被服規程のほうで防災ベストを公費で購入して、被服規程のほうは改正しているんですが、そちらもあわせて後日その点もあわせて整理するというようにしておりました。

今回のこの整理の仕方としましては、第9条の第1号のほうにつきまして、「手袋」というのはこちら今被服規程でも公費負担としておりませんので、公費の貸与はしておりませんので、こちらに「防災ベスト」と字句を改めさせてもらいまして、第2号のほうについてはこちらは基本的には今公費対応にしているものではございませんので、「その他状況に応じて必要なもの」と、号全体を改めるものでございます。よろしく御協議お願ひしたいと思ひます。

事務局長（吉田 泉君） 何かございますか。（「はい」の声あり）

では、本日御承認いただいたということで、本日改正というふうにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（大橋昭太郎君） それでは、議会傍聴規則等の改正については、以上といたします。

それでは、5のその他に入ります。その他について、何かありませんか。

それでは、事務局長のほうから。

事務局長（吉田 泉君） まず、議員のほうからその他があれば。（「ありません」の声あり）ありませんでしたか。

その後、私のほうは本当に事務的なその他ですので、よろしくお願ひします。

13番（福田淑子君） 済みません、お疲れのところ。

教育、民生常任委員会で調査する事項が出ましたので、御報告したいと思ひます。

平成30年度の学校給食の栄養価の充足率について、仙台市で新聞沙汰になったんですけれども、美里町ではどうなのかということで、教育委員会に10月分だけ出していただきました。その表が皆さんに渡っていると思うんですけれども、引き続き充足率が低い。それからオーバー

しているところ、特に塩分ですね、オーバーしております。ビタミン類については、特に中学校のほうで充足率が少なくなっておりますので、この辺について教育、民生常任委員会で今後調査していくことにいたしました。

以上でございます。（「よろしく願います」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

なければ、事務局長のほうから。

事務局長（吉田 泉君） まず1点目、今配付のほうをさせていただきました出前授業の関係のほうでございます。内容ですね、実施の月日とか班編成につきましては、正副議長のほうで調整をいただいておりますので、議長のほうからよろしいでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 各学校からの希望日時の中から、実施日を小牛田中学校・南郷中学校は18日、同日に行いたいと考えましたし、不動堂中学校は12月中は無理だということで、1月9日に実施したいと考えました。それで担当議員なんですが、表を見ていただきますとおわりのとおりでございますが、これもし都合悪かったりいたしましたら、ちょっと調整をまだかけられる段階でございますので、申し出ていただければと思っております。

それから、今回の進め方につきましては、今後いろいろと考えてまいりたいと思いますが、今までのとちょっと違った形で進めてはということで、今副議長と事務局と話し合っているところでございますので、12月会議までには確定して皆様にお知らせできればと思っております。

以上でございます。この件について何かございましたら。よろしいですか。（「都合悪いときは、誰に言えばいいの」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） 事務局のほうに言っていただいて、あと都合悪いというか、この調整ですね、お願いいたします。

議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「現時点で何もなければ、それでいいんでしょう」の声あり）そのようにお願いしたいと思えます。（「突発的に何かあれば、仕方ないですものね」「そのための予備軍なのね、名前書いてある。いやいや、2回書いている人と1回書いている人」の声あり）そうですね、そういうこともあります。（「ちょっと、どういうふうに配ったのかということ」の声あり）主に議席番号順で、その地域の学校というふうなものを前提に、副議長と調整したところでございますので。一応4名ということにしておりますが、私なんかも含めて例えばわかっていない方が行かれても結構だと思いますが、じゃましないように。

よろしいですか。なかなか人数的に難しいものがありましたけれども、一応。

よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかになければ、出前授業は以上とします。

事務局長（吉田 泉君） よろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、何かありましたら事務局のほうに連絡をいただければと思います。

あとは、12月の会議で議会としての補正の関係についてはさきにお示ししているところなんですけど、もう1件追加と申しますか、その件について次長。

事務局次長（高橋美樹君） お疲れさまです。期末手当のベースアップの分で、0.05増額になる分の補正があるんですけども、継続している議員さんは6月満額支給していたんですけども、新しいお二人分については6月の期末手当が。皆さんよりもちょっと減額割合というのがあったものですから、その分もおろす必要があったんです。今回そのおろす分と、あとベースアップで上がる分が発生した場合に、最終的におろすほうが金額が大きいので、10万600円減額するということになります。よろしいでしょうか。

事務局長（吉田 泉君） 本来は増額補正になるんですが、要するに改選があって新議員さんがお二人いらっしゃって月数が足りなかったんで、満額の期末手当の支給がなかった分が残額として残っているんですね。予算としては、一応満額で予算をとっているものですから、その関係で減額補正になります。補正としては、結果的に減額補正になりますという説明でした。済みません、時間とらせていただきました。

あと1点、年末年始の行事の案内ということで、今情報がある分だけお知らせしておきます。出初式が1月6日の日曜日ですね。前に多分5日ですか、出初式が1月6日の日曜日ですね、日にちだけ。あとは新春の集いは、多分本日ですか案内のほうもしたかと思いますが、1月10日の木曜日と。成人式が1月13日日曜日ですね。あと、余分なのかもしれませんが、どんと祭が1月14日月曜日ですね。あと、参考までに1月24日に原子力防災訓練、これ県下一斉。1月24日木曜日の予定になっているようでございます。原子力防災訓練、県下一斉ということで、出られるかどうかということじゃなくて、防災テレビでしたっけ、あれで何かやりとりするんですね。一応参考までに、1月24日ありますという御案内でした。あとは、役場のほうの仕事納め、仕事初めの関係で28日と1月4日ですね。1月4日、今回は当たり前のカレンダーになっていますので、1月4日仕事初めということで頑張らせていただきます。

あと参考図書なんですけれども、前にも一応御案内させてもらっていますが、何か読みたいという本があれば遠慮なく言っていただければ、金額のあれもありますけれども図書のほうに準備させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、ここで確認をさせていただきます。議会の忘年会が12月13日の予定になっております。改めてここで、ちょっと迫ってきたものですから、突発的なことがあれば別ですけども、最

終確認をさせていただきたいと思います。欠席でいただいているのは、櫻井議員が欠席ということで、あと村松議員も、あと手島議員もですか。櫻井議員、村松議員、手島議員が欠席と、よろしいですか。12月13日の忘年会については、3人欠席ということでよろしく申し上げます。

あと、本日多分1月10日の新春の集いの案内が届いているかと思います。そちらの、多分ちょっと私も文章をしっかりと見ていないんですが、出欠の関係と会費の関係が出てきますね、3,000円。こちら担当のほうに確認したら、まず出欠のほうなんですけれども、大体全員出席でしょうか。これは、新春の集いです。それで、ちょっと議積みのほうを確認しましたら、こちらの3,000円を支出するは可能だということでしたので、議員積み立てのほうからでもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしいですか、わかりました。一応仮予約だけは、上野屋にさせてもらっていましたが、例年ですと、この新春の集いの日の夕方から議会の新年会をしているようなんですけれども、いかがいたしましょうか。（「賛成」の声あり）賛成でよろしいですか。じゃあ、もう少し近くなりましたら。

あと最後に、こちら私のほうから最後になります。この前11月22日に、駅東の交流センターで住民懇談会が開催されております。当日、祝賀会もございましてあれだったんですが、それで町民の方からこういう内容でしたよということで、会議録をです。

こちらの取り扱いにつきましていかがいたしますか。全員に配付させてもらっても構いませんし、こちらの図書コーナーに閲覧ということで置かせてもらってもよろしいかと思いますが。（「閲覧で」の声あり）

わかりました、図書コーナーのほうに閲覧という形にさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 全員協議会を終了いたします。閉会の挨拶を、副議長にお願いいたします。

副議長（我妻 薫君） 大変長時間にわたって全員協議会、御苦労さまでございました。役場の大変重い現実も突きつけられた協議会だったと思うんですが、細部にわたって議会も目を光らせながら協議をしていきたいと思っております。

じゃあ、大変御苦労さまでした。

午後5時21分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美里町議会議長